

嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

民法第772条第2項は、「婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」と、嫡出推定の規定を定めている。しかし、制定から100年以上が経過した今、社会情勢の変化や医学的進歩を背景に、この規定が実態に合わなくなり、裁判などを通して「無戸籍児」が存在する事例が多数明らかになり、社会問題となっている。

こうした中、国においては、平成19年5月に通達を出し、離婚後妊娠の場合に限り、医師の証明書を添付することで、現在の夫の子として出生届を認める特例救済措置が実施されている。

しかしながら、この特例で救済されるのは全体の1割程度であり、離婚交渉が長引く今日、離婚前妊娠による「無戸籍児」の根本的解決に至っていないのが現状である。

よって、国におかれては、子どもの人権を守るため、離婚前妊娠であっても社会通念上やむを得ないと考えられるものについては、現在の夫の子として出生届を認めるなど、嫡出推定の救済対象を拡大するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月1日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
法務大臣	鳩山邦夫様